



タイトル Title	アスベスト問題における聞き取り調査の意義：一人称視点からのリスク評価(The Significance of Interview Survey on Asbestos Issues : Risk Assessment from a First-Person Point of View)
著者 Author(s)	成瀬, 尚志 / 藤木, 篤
掲載誌・巻号・ページ Citation	21世紀倫理創成研究,2:84-98
刊行日 Issue date	2009-03
資源タイプ Resource Type	Departmental Bulletin Paper / 紀要論文
版区分 Resource Version	publisher
権利 Rights	
DOI	
JaLDOI	10.24546/81000959
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81000959

アスベスト問題における聞き取り調査の意義 —— 一人称的視点からのリスク評価 ——

成瀬 尚志
藤木 篤

0. はじめに

2006 年以来、神戸大学大学院人文学研究科倫理創成プロジェクトでは、「阪神地域公害(アスベスト被害)等に関する人文学的研究」と題し、アスベスト問題の実態およびその倫理的側面の解明について取り組んできた⁽¹⁾。その中で具体的取り組みの一つとして、被害者やその御家族(不幸にして本人が亡くなられている場合はその御遺族)、被害者支援団体、疫学者、医師等に対し、アスベスト被害に関する聞き取り調査を行ってきた。

アスベスト問題や水俣病などを代表例として、大規模な公害病においては、ミクロレベルの聞き取り調査がマクロレベルの疫学的調査の大きなきっかけになってきたという歴史がある⁽²⁾。例えば、尼崎クボタ旧神崎工場周辺の疫学的調査の動機付けとして周辺住民への聞き取り調査の内容があり、水俣病の実態解明に至るプロセスの中には、疫学調査とその方向付けとしての聞き取り調査があったのである⁽³⁾。聞き取り調査の結果が、被害実態の把握や被害者救済、さらにはその先の科学技術に関する政策決定の場において重要なファクターとなることは間違いない。

公害病に関する科学的なデータやリスクアセスメントの基準といった、通常客観的事実として語られるような枠組みにおいて聞き取り調査がもつ意義を、ここで改めて強調する必要は無いだろう。しかし当然のことながら、大規模な公害病の発生から解決までの道程において、常にこうした客観的事実のみに基づいた意思決定がなされるわけではない。

一例を挙げよう。1960 年のワグナーの研究を皮切りに、1972 年の WHO や ILO によるアスベストの発がん性への明確な言及、1986 年に開催された ILO 第 72 回総会で採択されたアスベスト条約など、アスベストの危険性に関しては多くの早期警告がなされてきた。しかしその一方で、70 年代はおろか 80 年代、90 年代になっても、日本のアスベスト輸入総量は依然高水準を保っており、アスベスト条約をようやく批准したのも採択から 19 年後の 2005 年である。すなわち、客観的事実に基づ

いた早期警告があったにもかかわらず、日本はそれらを見做すような行動を取ったのである。

このような判断が合理的であったか否かを詳細に論ずるためには、場を改める必要がある。しかしそのいずれであったとしても、その判断は少なくとも倫理的なものではない。人体への危険性が明らかな状態で、そしてそれらの危険性に関する十分なインフォームドコンセントを行わないまま、労働者や工場周辺住民へリスクだけを一方的に押しつけることが倫理的であると到底言えないだろう。客観的事実に基づいていたとしても、それが常に倫理的な判断であるとは限らないのである。

ではアスベスト問題におけるこうした倫理的な側面に対して、聞き取り調査はどのような意義を持つのだろうか。実は、この点については決して自明ではない。この問いへの答えを示すには、間接的に関連するものも含め、以下のような問いに答える必要がある。

まず、こうした公害の倫理的側面とは一体どのようなものであろうか。そうした側面があるとして、徳倫理や義務倫理、功利主義などの伝統的な倫理学的立場からの言及は実際の公害事件の解決に至るプロセスに対し、どのような影響を与えるのだろうか。被害実態の把握や被害者救済にとっては有効であっても、将来生じうる(まだ生じていない)リスクに対する抑制的措置をとるための理論的根拠として、つまりリスク評価の理論的根拠として、聞き取り調査の内容を持ち出すことは可能だろうか。可能であるとするれば、強い客観性を求められる(そしてそれは暗に主観性の排除を意味する)リスク評価の場において、どのようにして考慮されるべきなのか。

本稿では、聞き取り調査から得られた証言と、調査に携わった我々自身の経験とを出発点として、大規模な公害事件の倫理的側面を明らかにする上で聞き取り調査にどのような意義が認められるか、ひいては上記の問いにどのような回答を与えられるかについて、ひとつの見通しを提示したい。

1. 聞き取り調査の意義と成果

前節で示した問いに関して議論を展開する前に、本稿の議論の素地となる部分を明らかにしておかねばならないであろう。ここでは、我々が取り組んできた聞き取り調査の現状について、簡潔ながら報告を行いたい。

1-1.では、聞き取り調査の対象や回数など、簡単な履歴を示す。1-2.では、聞き取

り調査から明らかになったことを示す。ここで、明らかになったこと、というのは全くの新事実のみを指すわけではない。既知の情報であっても、誤解や問題点など、本来最も強調すべき点がそうされていない場合がままある。こうした被害者当たりでしか知り得ない、当事者としての「語り narrative」から得られた情報も、ここに含まれる。

1-1. 聞き取り調査の概要と現状

我々倫理創成プロジェクトは、2006 年 9 月以来、アスベスト被害者およびその親族の方々をはじめとした各方面からの協力を得ながら、現在までに回数にして約二十件、そして人数にして約三十数名にのぼる聞き取り調査を行ってきた。アスベスト被害に関する聞き取り調査への協力者は、全国のアスベスト被害者から無作為に抽出されたわけではない。その多くは「中皮腫・アスベスト疾患 患者と家族の会」や NPO 法人「ひょうご労働安全衛生センター」など、被害者支援団体からの紹介によるもので、それ以外にも、過去の聞き取り調査に協力頂いた方から個人のつてを辿って紹介された方などがある。こうした経路で協力者を募ってきたために、聞き取り調査の対象となった地域は必然的に関西圏の都市、特に尼崎市と神戸市が中心となっている。

尼崎市は、阪神地区一帯だけではなく、日本全国にアスベスト問題を知らしめるきっかけとなった、いわゆる「クボタショック」の舞台であり、労働者および近隣住民のアスベスト健康被害が、他地域と比較した場合、際立って多く見受けられる。また神戸市は、アスベストの輸入窓口として大きな役割を果たした神戸港を抱えるなど、古くからアスベスト産業との関連が深く、それゆえ潜在的なものも含めアスベストによる健康被害の数は少なくないものと予想される。中でも最近とみにクローズアップされつつあるのが、1995 年の阪神淡路大震災時、倒壊した建築物から飛散したアスベストに被災者や解体作業に従事した建設作業者⁽⁴⁾、さらには全国から足を運んだ震災復興ボランティアが曝露し、十数年後の現在、アスベスト関連疾患を発症しているという問題である⁽⁵⁾。聞き取り調査協力者のほとんどは、この二つの地域のどちらかに職場または住居があった。

曝露形態には、職業曝露、家庭内曝露、環境曝露のいずれの事例も含まれていた。職業曝露の内訳としては、大工、船舶機関員、建設作業員、ゴム製品製造作業員な

どの職種が挙げられる。希有な例として、若い頃に石綿工場で二ヶ月間アルバイトとして働いた程度しか曝露に関する記憶がないにもかかわらず、中皮腫を発症したという事例が見受けられた。

聞き取り調査の性格上、協力者の中には既にアスベスト関連疾患を発症された方が多く、協力者の年齢はおよそ50代前半から70代後半の間に集中していた。

今後の課題として挙げられるのは、調査件数自体を増やすと同時に、その対象地域を拡大すること、職業曝露に関してより多くの職種についての調査が必要であることなどである。ただしこれらの課題は、聞き取り調査の実施を継続的に行うことで一定の解決が望めるものと思われる。

1-2. 聞き取り調査から明らかになったこと

前小節では、聞き取り調査の履歴について簡単に述べた。では、これまでの聞き取り調査結果の蓄積から明らかになったこととは何であろうか。この問いへの回答として、大別して次の二つが挙げられる。すなわち、(1)顕在化した被害の再確認と、(2)潜在的被害の掘り起こしである。

まず、顕在化した被害の再確認ということについて述べよう。我が国におけるアスベスト被害の存在は、2005年6月29日のクボタショックを境に一気に表面化し、以降、一部の専門家のみならず、広く一般市民の知るところとなった。しかし、クボタショックはあくまできっかけに過ぎない。言うまでもないが、それ以前にもアスベストの関連が疑われる健康被害は存在していたのである⁽⁶⁾。そうした既知の被害があることは確かであるが、それらの被害が個人の生活においてどのような現れ方をするのか、この点は、当の被害者が自身の口で自らの生活史を語る⁽⁷⁾ことによって初めて明らかになるのであり、同時にその語りの中で曝露経路や曝露時期なども浮き彫りになってくるのである。政府省庁の発表資料や専門家による論文をいくら精確に読んでもこれらの点は決して明らかにはならない。

次に、潜在的被害の掘り起こしについてである。従来アスベストによる健康被害が発生しているとは考えられてこなかった職業について、各方面からの助力を得て、被害の存在とその現状について確認したといったような例である。具体的には、阪神淡路大震災時の解体作業に従事した建設作業員、神戸市長田区のゴム産業に携わったゴム製品製造作業員、船員⁽⁸⁾、教員などである。これらは、被害の存在自体が

周知の事実となっているとは言い難い事例ばかりである。従って、これらの事例については、聞き取り調査はもちろんのこと、適切な疫学的調査・追跡調査が必要となってくるであろう。

2. 被害者の多様性とリスクコミュニケーションの限界

先述の通り、聞き取り調査を継続していく中で、被害者が、非常に多様な職業や状況でアスベストに曝露されていることが明らかになった。さらに、アスベストの危険性の認知に関しても多様であることがわかった。アスベストが危険なものであることを知らずに、また、環境曝露の場合はそもそもアスベストに接しているということすら知らずに曝露された方も多数おられる。しかし、中にはアスベストの危険性を認知しながらアスベストを扱う職業についておられた方も多数おられた。アスベストがいくら危険であったとしても、当時はその職業に就く以外に選択肢がなかったとのことである。

アスベストの危険性を認識していない方の場合はリスクコミュニケーションが不十分だったということが言えるだろう。しかし、危険性を認知していた方に対してはどうだろうか。もちろん、アスベストの本当の危険性が伝わっていれば、アスベスト関連の仕事に就く以外に他の選択肢があったかもしれない。その意味でこの場合でもリスクコミュニケーションは重要であると言える。しかし、この場合、リスクコミュニケーションだけでは問題の本質的な解決にならないことは明らかである。やはり、特定の社会階層の人々に、(ハイリスクハイリターンという以上に)あまりに危険な仕事を押しつけてしまう社会構造にそもそも問題があり、その構造を改善しない限り問題の本質的な解決にはつながらないのではないだろうか⁹⁾。

危険性を認知しながらアスベストを扱う仕事に従事されたケースを「当人の責任」として片付けるのではなく、そもそもそのような選択をさせた社会構造、あるいはリスク分配機能を持った社会構造を問題視し、改善する必要があると言える。

3. 客観的リスク評価の問題点

では社会のリスクをどのように分配すべきか。そのことを考えるためにはどのようにリスク評価(risk assessment)をすべきかについて考える必要があるだろう。ここでいうリスク評価とはあるリスクに対して、社会がそのリスクをどのレベルまで受

容可能かを評価することである⁽¹⁰⁾。その際、理論上、「社会全体」として便益とリスクが計算され、受容可能レベルが決定される。よって、リスク評価は個人や特定の団体やステークホルダーのみによって評価されるべきではなく、客観的に評価されるべきであるとされる。リスク論におけるこれまでの主な議論も、いかにして客観的なリスク評価が可能かについての議論が主であり、そのような前提があるからこそリスクについての科学が成り立つと考えられている。これはある意味当然であると言える。なぜならリスクと便益の評価は立場によって異なるからである。つまりある特定の個人やステークホルダーだけによるリスク評価は、それ以外の人にとっては不都合であることがあるので、そのようなことがないように、できる限りそうした主観性を排除することがリスク評価においては特に重要だと考えられてきた。よって社会的に重要なリスク評価を行う際にはできる限り客観的に行う必要があると考えられている。つまり客観的なリスク評価が求められるのは、公平性のためであると言えよう。また専門家以外の、その他大勢の非専門家には、科学的データに基づいて客観的なリスク評価を下す能力が欠如していると言われるのもこうした前提に基づいているからだと言える。

確かにそうした客観的なリスク評価は特定のステークホルダーのみに肩入れするものではないため、公平なものであると言える。しかし利益を受ける(可能性の高い)人々(あるいは社会階層)とリスクあるいは被害を受ける(可能性の高い)人々(あるいは社会階層)が全く別の場合、「社会全体」としては適切なリスク評価であったとしても、公平なリスク評価であるとは言えないのではないかと⁽¹¹⁾。例えば、聞き取り調査を通して、アスベスト被害にあった方の多くが特定の社会階層であることがわかった。また、先にも述べたとおり、そのような社会階層の方の多くが、アスベストの危険性を認知しながらアスベストを扱う仕事に従事されていたことがわかった。このような状況の場合、リスク評価として主観性を排除し、社会全体として受容可能なレベルのリスクと便益を考えることは公平な評価だといえるだろうか。むしろそうしたリスク評価は、リスクの本質について捕らえそこなっているように見える。

アスベストという工業製品に関しては(そもそも当時にまともなリスク評価がなされたかどうかはさておき)、アスベストの利点が危険性を上回っていると考えられていた当時は、社会全体としては合理的なリスク評価のもとでアスベストが利用されていた。そのようなリスク評価がアスベストの業界団体によってなされたことも

問題であるが、しかし、そのリスク評価の際に、リスクが特定の社会階層の人々に集中し、利潤を受ける人々とは全く異なっているという点は一切考慮に入れられていない⁽¹²⁾。

また、便益の高いものに関しては、管理やチェックを前提に、アスベストや原発のような危険性の高いものでも使用が認められる場合がある。リスクは高いが便益も大きいので、安全に使用するという選択が合理的に見えるが、その際の「管理」や「チェック」というものがどのようなものであり、どのように機能しているのかについては十分に理解されないまま論じられることが多い。

4. 一人称的視点からのリスク評価

聞き取り調査から得られる情報は主観的であり、また記憶に基づいているだけなので不正確な部分もあるかもしれない。しかし、その主観的性質を持つ情報を「リスク評価」と結びつけることには新たな意義があると考えられる。実際の聞き取り調査の事例を見てみよう。

建設業者は労災事故を複数回起こすと、労働基準監督署の立ち入り検査(臨検)を受けることになり、是正勧告を受けることがある。場合によっては逮捕・送検もありうる。そのため、業者は労災隠しをしようとする。実際に事故が起こった現場について聞き取り調査のある協力者は以下のように語った。

例えば、墜落事故ありますやん。それで何か骨折したみたいで動けんとかやったら、墜落した本人の会社の車を持って来いと、そんでその車に乗せて病院まで行けというのがあるみたいです。救急車を呼ぶんじゃなくて。

例えば、現場で何か事故を起こします。そしたら、みんなでその門の外まで運ぶと。これが一応、建築関係でもそうですね。墜落しましたよ。けがしとるみたい。そしたら、すぐもう墜落した人の上司に現場におりますからね。連絡して、「ケガしたぞ、車持って来い。それで車持ってこさせて、これに乗せて病院に連れて行け」っていうのが、僕らも現実に見てますから。

また、アスベスト問題が社会問題になった直後でも現場では危機意識が低かったとの証言もある。

やはり、塗料関係に関しては、うるさかったですね。それなりに。例えばちよっと狭い部屋での、そういう作業は一人ではするとか、換気を絶対しなさいよとかいうのは促されてましたけど。事故関係ですね。ですから、その特にアスベストに関するような感じのそういう注意とか、そういうのは全然、全然言うて良いほどなかったですね。それを学校パニック以降もそういうのがなかったから、つい最近までなかったから、僕は現役で働いておったのが平成15年の4月15日までですから、それまで聞いてないですが。アスベストに対しての危険意識というのは薄かったと思います。

以上の事例から見てとれるように、聞き取り調査で明らかとなるのは、新事実だけではない。例えば、労災隠しに関する具体的な話は、管理やチェックということに対して新たな見え方を与えるのではないだろうか。単に「完全なチェックや管理は難しい」であるとか、「人間は完全ではない」といったような一般論ではなく、そもそもチェックや管理といったものが機能していないという現実を見ることで、それらに対する我々のとらえ方も大きく変わるだろう。また、危険な労働環境を改善し、労働者を保護するための処置が本来の意図とは反対に働き、発生した労災を隠ぺいする方向に働く場合があるということがわかる。また、アスベスト問題が社会問題になった後でも現場では特に対策が取られなかったという話から、現場の「不合理性」を非難するのではなく、リスクを管理するための「注意」や「警告」といったことが、現場レベルではほとんど機能していないということを理解すべきではないだろうか¹³⁾。

このようなことから「管理」ということが、「幻想である」というのは言い過ぎであるとしても、相当工夫しないと不可能であるということは見取れるだろう。そうすると、管理を前提になされたリスク評価自体も再考する必要があるのではないだろうか。

つまり、聞き取り調査のように一人称的視点から語られることは、被害者数、死者数何人、というような形の定量的なデータとは異なり、我々とリスクとを直接結びつけてくれるものである。アスベストがどのように受容されていたか、また、どのようにとらえられていたのか、そしてそのアスベストがどのような被害を及ぼし

たのか、その被害について被害者自身はどのように感じ、そして、アスベストについてどのように感じられているのかについて、一人称的視点からの理解が聞き取り調査を通して得られる。そうした「リスク評価」はまさに「誰か」のリスクについてのものであり、そのように考えられる限り、「私の」リスクととらえることが可能である⁽¹⁴⁾。

現在のわれわれはすでにアスベストの危険性について客観的な情報を得ており、その危険性についても理解しているはずである。しかし、一人称的視点から語られた被害の実態はアスベストがもたらした不条理さを克明に伝えてくれる。そして、まさにそのような一人称的視点からの話を通して、自分もリスクを引き受ける可能性があるということに初めて気づかされるのである⁽¹⁵⁾。

先にも述べたとおり、これまでのリスク評価はできるだけ客観的であることが求められてきた。それは社会としての意志決定は公平でなければならないということからであった。つまり、公平性を目指すために主観性の排除が目指されたわけである。しかし、そのようなリスク評価は功利主義的にならざるを得なくなり、マイノリティを無視したものになる可能性が高い⁽¹⁶⁾。しかし、公平性を目指すのであれば、主観性を全て排除するのではなく、あらゆる主観的意見を考慮するという方向性も理論的には考えられるのではないだろうか。つまり、社会の主観的意見の総合計をもってして、公平な意見とするという方向性である。もちろんそれぞれの意見の中には対立するものもあるので、単純に合計することは出来ないし、実際にはそのように合計することは不可能である。しかしここで重要なのは全ての主観的な意見を合計することが事実上出来ないということではなく、主観的な意見を排除することは公平性に反するという点である。

たとえば、アスベスト問題においては先にも述べたとおり、リスクを引き受ける人は便益の享受者とは異なる特定の社会階層の人たちである。そのことがはっきりしているならば、リスク評価をする際に、彼らの意見を聞くことは当然ではないだろうか。しかし、公平なリスク評価を「主観性の排除」と考え、また、欠如モデルで考える限り、彼ら被害者の意見は考慮されない。

もちろん、一人称的視点からのリスク評価は公的なリスク評価時に利用できるようなものではない。しかし、そのような視点からリスクについてアクセスすることが「当然のこと」として受け入れられるなら、我々のリスクのとらえ方、あるいは

付き合い方に影響を与える可能性が十分あるのではないだろうか⁽¹⁷⁾。

4-1. フレチェットの見解

以上のように一般市民の主観的な一人称的視点からのリスク評価の意義について検討してきた。シュレーダー＝フレチェット(以下フレチェット)も市民によるリスク評価の価値を重要視するが、筆者の立場は彼女の立場とは若干異なる。その点について最後に少し述べておきたい。フレチェットは一般市民によって計算された「認知されたリスク(perceived risk)」と専門家によって計算された「本当のリスク」を明確に区別することは不可能であるとし、一般市民によるリスク評価も排除すべきではないと結論づける⁽¹⁸⁾。両者を明確に区別することができない理由について彼女は詳細に議論しており、それらの議論については否定しない。彼女の議論を大まかにまとめると、本当のリスクと認知されたリスクとはともに主観的な要素を含むため明確に区別することは不可能である、というのが両者を区別できない理由である。つまり彼女は我々の「認識の限界(あるいは有限性)」に基づいて両者の区別を無効化しているのである。しかし、リスクをそのようにとらえることは客観的に実在するリスクが存在し、それをとらえることを目指すべきだという主張と両立可能である。

しかし、筆者はリスク判断の客観性と主観性について程度問題としてそれらの区別を残してもかまわないと考える。というのも筆者はリスクに関しては構成主義的立場を採るが、ハザードに関しては実在論を採り、物理主義的に同定可能であると考え、リスクがハザードと密接な関係にある以上リスク自体に関しても客観的な情報は非常に重要だと考えるからである。

さらにフレチェットはすべてのリスクが認知されたものであることを認めたとしても相対主義には陥らないと考えるが、その点に関して筆者の立場は若干異なる。フレチェットは自身の立場について、リスクに対して構築主義的立場を採ったとしても「(文化)相対主義にまで我々が押し返される必要はない」と言う⁽¹⁹⁾。リスクはすべてが相対的なのではなく、客観的なリスクも存在するからである。この点に関しては先ほどのリスクとハザードの区別から筆者の立場からも受け入れられる。しかし、相対主義を克服すべきものとする立場は、主観的な情報に積極的な価値を見いだしていないからではないだろうか。

もちろん、多様な意見をまとめ、政策を立案する際には「何でもかまわない」ではうまくいかない。それゆえリスク評価の中でも「客観的なリスク」は非常に重要であることは間違いない。しかし、「いろんな意見がある」ということを積極的に認め、そこを出発点とすることから新たなリスク評価のステージが始まると考えることはできるのではないだろうか。リスクに関する客観的な情報と主観的な情報とを明確に区別することができないことから、「すべてのリスクは認知されたものである」という結論を導くのではなく、「客観的な情報も主観的な情報もともに同レベルの情報である」という結論を導き出すことは可能であろう。そう考えると相対主義は克服すべきものではなく、出発点として積極的に認めることができ、市民による一人称的視点からのリスク評価にも初めて積極的な意味が与えられるのではないだろうか²⁰⁾。

5. まとめ

定量的に見積もられたリスクは確かに国家レベルの政策決定にとっては欠かすことが出来ないものである。そしてそのためには出来る限り主観性を排除し、客観的なリスク見積りやリスク評価が重要であることは間違いない。しかし、そのような観点でとらえられたリスクがリスクの全てであり、リスクの本質であると考えることには問題がある。ハザードは物理的な存在者として規定可能なものであり、それゆえ我々から独立に存在し規定できると言える。ではリスクはどうだろうか。ジョーズ自体はハザードとして規定できるが、海に入らない人にとってはリスクは限りなくゼロに近い。つまり、リスクはハザードと人との間に成り立つ関係のことであり、それゆえ一方の人間がどのような立場、状況、環境にいるかによって大きく異なる。同じアスベストというハザードに関しても市民のリスク、被害者のリスク、企業のリスクなど様々なリスクが存在するのであって、「アスベストに関するリスク」という客観的なものが存在するのではないのである。

素人のリスク評価はしばしば不合理的だとして非難される。たとえば、交通事故のように身近で日常的に生じているリスクは低く見積もられるが、飛行機事故のように一気に大勢の人が死ぬような日常的ではない事故は大きなリスクとして認識される。定量化して考えれば明らかに自動車事故の方がリスクが高いといえる。それゆえ素人の判断は不合理だと非難される。しかし、そうした判断が不合理だと非難

されるのは、我々市民のリスク評価とは独立の客観的で正しいリスク評価があり、それが特権的なものであるということが前提になっているのではないだろうか。もしそのようなものがないのであれば、リスク評価には「様々なものがある」というだけであり、不合理だと非難されることはない。また、いくら不合理であっても、我々が危険だと「思う」ものを避けるような社会が望まれるべき社会なのではないだろうか⁽²⁾。確かに、実際のリスクは非常に低いにもかかわらず、そのリスクを防ぐために莫大な費用をかけることは不合理であろう。しかし、我々が直感的に危険と「思う」ものが蔓延している社会はやはり心地のよい社会ではなく、できる限り取り除きたいものである。そのために莫大な費用をかけるべきでないと考えるのであれば、しっかりとしたリスクコミュニケーションを行い、我々が危険だと思う「直感」を解消し、我々が不安を抱かないような社会を作る努力をしなければならぬだろう。

客観的で正当なリスク評価があると考えすることは、我々の主観や直感を(不合理ゆえに)「修正すべきもの」としてしかとらえない。そしてそのように考える限り、リスク評価においては主観的な評価は排除すべきもの以外の何物でもないものとしてとらえられることとなる。しかしリスクというものが我々とハザードとの間の関係性の中でしか成り立たないものであれば、リスクについて考える際には常に一人称的視点に立たざるを得ず、また、そのこと自身がリスク評価の場面においても公平性を脅かすわけではないということを見た。我々の直感を何かに基づいて「正す」のではなく、リスクの中で生きている我々の「直感を救う」ことを目指す社会こそが求められるべきなのではないだろうか。

謝辞

紙面の都合上、全ての方のお名前を個別に出すことはできませんが、ご多忙の中、聞き取り調査に快く協力して下さいました皆様に心より感謝申し上げます。

註

- (1) 取り組みの状況や成果の詳細については倫理創成プロジェクトのホームページを参照されたい (<http://www.lit.kobe-u.ac.jp/ethics/>)。
- (2) 「公害健康被害の補償等に関する法律」では、公害の定義を「事業活動その他の人の活動

に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁(水底の底質が悪化することを含む。)」としている。アスベスト問題の場合、「被害の発生範囲が、『相当範囲』にはあたらない」として、この定義に当てはまらないとする意見も時折見受けられる。しかしその後の疫学的調査などから、大気中に飛散したアスベストへの環境曝露から生じるアスベスト関連疾患を発症した被害者数が、相当数に達することが明らかになっている[熊谷信二, 車谷典男, 2008]。従って、本稿ではアスベスト被害を公害病として取り扱う立場をとる。

(3)[津田敏秀, 2004]

(4) 職業名の表記は総務省統計局「日本標準職業分類」(<http://www.stat.go.jp/index/seido/shokgyou/1top.htm>)を参考にした。

(5) 通常、アスベスト関連疾患の代表格である悪性胸膜中皮腫は、曝露から発症までの潜伏期間が平均して約 40 年といわれている。今後予想される被害規模の大きさもさることながら、震災アスベスト問題において関係者に強い衝撃を与えたのは、この十数年という潜伏期間の短さであった。

(6) 我が国におけるアスベスト使用の実態とその歴史については、[栗野仁雄, 2006]、[石綿対策全国連絡会議, 2007]、[東敏昭, 2008]を参照のこと

(7) 過去のことを思い出しながら語ることで、話し手側の記憶が整理されるということもあるようである。聞き取り調査における話し手側の語りは、被害者が前もって保持している情報を聞き手側である我々に対し一方的に伝えるというストーリーテリング story telling の形態をとるのではなく、あくまで話し手側と聞き手側が語りの場でともに生み出していく対話 dialogue であると言えよう。

(8) 船員のアスベスト被害については、[藤木篤, 2008]を参照。

(9) そのような構造の改善のためにリスクコミュニケーションが役に立つという可能性はあり得るだろう。しかしそのようなリスクコミュニケーションが成り立つ前に、我々のリスクについてのとらえ方を変える必要があるのではないか、という点について以下で論じたい。

(10) リスクアセスメントの分類に関しては[フレchette, 2007], p.70 を参照した。

(11) 定量的なリスク評価の問題点[フレchette, 2007], p.72, p.74 以下を参照。

(12) 厚生労働省は平成 17 年 9 月 29 日付の「アスベスト問題に関する厚生労働省の過去の対応の検証(追加)」において次のように述べている。

「欧州諸国の取組を概観してみると、クロシドライトの禁止は、イギリスでは行政指導によ

り業界の取組を促し、ほとんど使用実態がなくなった後に使用等を禁止した。また、フランスでは、最も多く使用されていた石綿製品である石綿セメントにクロシドライトが使われていないことを確認の上原則禁止し、(中略)

一方、我が国においては、クロシドライト及びアモサイトのいずれについても、行政指導により業界の取組を促した結果、ほとんど使用実態がなくなった後に使用等を禁止した。

このように、法的禁止措置の実施に関しては各国の置かれた状況に応じて若干の相違が認められるものの、石綿製品が産業現場や国民生活の安全確保目的で多く使用されていることにかんがみ、石綿については各国の安全衛生基準に従って取り扱うよう指導しながら、代替化の状況等を踏まえ、これらに支障を来さないよう段階的に進めていく姿勢は、我が国の取組に当たっての基本姿勢と共通するものである。」

ここからも社会全体としてリスクと便益について計算することが合理的であり、それがリスクに対応する際の最善策であると考えられていることがわかる。

(13) もちろん特別な対策が取られていなかったのはその現場だけであり、多くの現場ではしかるべき対策が取られていたという可能性はもちろんある。その意味で一つの聞き取り調査から客観的な事実を導き出すことには慎重になるべきである。しかし、ここで論じていることはそうした客観的事実についてではなく、リスクというものと我々とはどのような関係かということである。

(14) リスク評価における「語り」の重要性については[松田、2008]を参照。

(15) そのようなことが生じるのはリスク概念自体がハザードとは異なり、人間とものや事象との間にしか成り立たない概念であることの証拠ではないだろうか。その点については後で少し述べる。

(16) リスク評価における功利主義的戦略の問題点に関しては[フレチェット、2007] 第8章「功利主義の戦略と不確実性」を参照。

(17) たとえば、個々人の価値観に影響を与え、消費行動や社会システムといった大きなものの変化を引き起こすこともありうるのではないだろうか。そうしたことは我々がリスクとうまくつきあっていくために不可欠であると考ええる。

(18) [フレチェット、2007] 第六章「専門家の判断戦略とリスク認知」を参照。

(19) *Ibid.* p.100

(20) フレチェットもこうした市民によるリスク評価を評価している。しかし[フレチェット、

2007]の最後で「一般市民は、そのリスク評価に際してしばしば合理的であること、また、たとえ、素人市民が間違ふことがあるときでも、市民には間違ふ権利がある」と述べていることからわかるように、彼女はあくまで「合理的」なものを評価しているのであって、主観的な判断を積極的に評価しているとは言えない。この点については後で簡単に触れたい。

(21) [フレチェット、2007] pp.85-86. フレチェットも言うように「どの程度安全ならば十分に安全と見なせるのか」という問いに関して、市民は自分自身で判断したいと考えるのである。

参考文献

1. Wagner, J.; Sleggs, C. & Marchand, P. (1960), 'Diffuse pleural mesothelioma and asbestos exposure in the North Western Cape Province', *Br J Ind Med* 17(2), pp.260-271.
2. クリスティン・シュレーダー=フレチェット著 / 松田毅監訳、(2007)、『環境リスクと合理的意思決定—市民参加の哲学』、昭和堂 (Shrader-Frechette, K. S. (1991), 'Risk and Rationality: Philosophical Foundations for Populist Reforms', University of California Press)
3. 栗野仁雄(2006)、『アスベスト禍—国家的不作為のツケ』、集英社
4. 熊谷信二、車谷典男(2008)、「石綿産業の周辺住民の健康被害」『エアロゾル研究』 23(1), 5-9. http://www.jstage.jst.go.jp/article/jar/23/1/23_5/_article-char/ja/
5. 石綿対策全国連絡会議 (2007)、『アスベスト問題の過去と現在 - 石綿対策全国連絡会議の20年』、アットワークス
6. 津田敏秀(2004)、『医学者は公害事件で何をしてきたのか』、岩波書店
7. 東敏昭(2008)、「日本におけるアスベスト問題の経緯」、『エアロゾル研究』 23(1), pp.10-14. http://www.jstage.jst.go.jp/article/jar/23/1/23_10/_article-char/ja/
8. 藤木篤(2008)、「船員のアスベスト被害、その実態と課題：元船員の証言より」、『21世紀倫理創成研究』 (1)、 pp.79-94.
9. 松田毅(2008)、「環境リスクの倫理学序説：その方法論的考察」、『21世紀倫理創成研究』 (1)、 pp.1-18.

(成瀬尚志/神戸大学大学院人文学研究科・特命助教)
(藤木篤/神戸大学大学院人文学研究科・博士後期課程)